様式22

(準)学校法人 合併認可申請書

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日　　群馬県知事　　　　　　　あて 　　　 法人所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 学校法人○○学園 理事長名　　　　　　　　 　　　 法人所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 学校法人○○学園 理事長名　　　　　　　　(準)学校法人 合併認可申請書　学校法人○○学園に学校法人○○学園を合併したいので、＜学校法人○○学園と学校法人○○学園を合併して学校法人○○学園を設立したいので、＞私立学校法第１５２条第６項において準用する同法第１２６条第３項の規定等により関係書類を添えて申請します。［添付書類］(注１)１ 合併の理由書 ２ 理事会・評議員会の決議録（写）（注２）３ 申請者が私立学校法第１２９条の規定により選任された者であることを証する書類　（合併によって新たに(準)学校法人を設立する場合に添付のこと）４ 合併契約書（写）５ 合併後存続する（準）学校法人又は合併によって設立する（準）学校法人の寄附 行為６ 合併前の各（準）学校法人について次に掲げる書類 (1)寄附行為 (2)財産目録及び貸借対照表 (3)校地校舎等の位置図、配置図及び平面図等 (4)不動産その他重要財産に係る権利所属証明書　　（登記事項証明書、契約書(写)、銀行等残高証明書等） (5)不動産その他の主なる財産の価格評価書　　（不動産鑑定評価書、売買契約書(写)、工事請負契約書(写)等） (6)法人登記事項証明書７ 合併後存続する（準）学校法人又は合併によって設立する（準）学校法人について次に掲げる書類(注３) (1)合併後２ヵ年の事業計画及びこれに伴う収支予算書 (2)負債償還計画書 (3)役員について、役員の就任承諾書、履歴書及び誓約書（役員が私立学校法第３１条　　第１項各号に該当しない者であることを誓約する書面）（注４） (4)役員に関する理事長の宣誓書 (5)設置する学校の学則　８ その他必要と認められる書類 |

(注１)　添付書類の作成書式は県にご相談願います。

(注２)　私立学校法第４２条第２項第２号の手続（同法第１２６条第２項に規定する手続を含む）－寄附行為所定の手続を経たことを証するものです。

(注３)　なお、合併後存続する(準)学校法人又は合併によって設立する(準)学校法人の財　　　　産目録、貸借対照表については、合併認可の通知があった日から、２週間以内に作　　　　成してください。（法第１２７条第１項）

(注４)　合併後存続する法人（吸収合併の場合の存続法人）については、引き続き役員た　　　　るものの就任承諾書は不要とします。